## ○国立大学法人金沢大学研究費等不正防止計画推進委員会設置要項

(平成24年3月1日規程第1724号)

改正

(設置)

第1条 国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に、研究費等の適正な管理及び不正防止を推進するため、国立大学法人金沢大学研究費等不正防止計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

- 第2条 委員会は、研究費等の不正防止に係る次の業務を行う。
  - (1) 不正防止計画の策定に関すること
  - (2) 研究費等の不正防止についての啓発に関すること
  - (3) 不正防止計画の評価に関すること
  - (4) 不正使用等についての調査に関すること
  - (5) その他不正防止の推進に関すること

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 財務担当理事
  - (2) 研究担当理事
  - (3) 融合研究域長
  - (4) 人間社会研究域長
  - (5) 理工研究域長
  - (6) 医薬保健研究域長
  - (7) 附属病院長
  - (8) 財務部長
  - (9) 研究推進部長
  - (10) 社会共創推進部長
  - (11) 病院部長
  - (12) 融合系事務部長
  - (13) 人間社会系事務部長
  - (14) 理工系事務部長
  - (15) 医薬保健系事務部長
  - (16) その他, 第5条に定める委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 前条第1項第16号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、財務担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

- 第6条 委員会に副委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第7条 委員長が必要を認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(充足数)

- 第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門チーム)

- 第9条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に調査等のための専門チームを設置することができる。
- 2 専門チームの構成員は、委員会の委員の中から委員長が指名し、必要に応じて、調査 対象となる事案に関する専門の教員等、委員以外の者も指名することができる。 (守秘義務)
- 第10条 委員会の委員,専門チームの構成員及び委員会等の出席者は,業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。